

多摩市介護保険サービス利用者負担額軽減事業のご案内

介護費負担分・食費（通所系サービス・小規模多機能での食費を除く）・居住費等の25%が軽減されます

《 事業内容 》

多摩市介護保険サービス利用者負担額軽減事業は、サービス提供事業者と行政が協力して、利用者負担額の25%（老齢福祉年金受給者は50%、生活保護受給者は個室利用時の居住費の全額）をそれぞれ負担し合い、生活が困難な方の介護保険サービス利用料のご負担を軽減する制度です。

《 対象サービス 》

- ・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・短期入所療養介護
- ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・介護予防訪問入浴介護
- ・指定介護老人福祉施設における施設サービス ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・総合事業訪問介護 ・総合事業通所介護

※訪問介護については、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業対象者は対象外

《 対象となる費用 》

- ①介護費負担 ②食費負担（通所系サービス・小規模多機能での食費は除く） ③居住費等負担

《 軽減の割合 》

介護費・・・利用者負担額の25%（老齢福祉年金受給者は50%）

食費・・・利用者負担額の25%（老齢福祉年金受給者は50%）

（通所系サービス・小規模多機能での食費は除く）

居住費等・・・利用者負担額の25%（老齢福祉年金受給者は50%、生活保護受給者でユニット型個室利用の場合は全額）

《 利用方法 》

- ① 市へ申請書類を提出する。



- ② 市は内容の確認を行い軽減対象者には、「決定通知書」及び「利用者負担額軽減確認証」を交付する。
（非該当の方に対しては、「決定通知書」のみ送付）



- ③ サービス利用の際に、負担軽減事業者の確認証を提示して、軽減を受ける。



- ④ サービス提供事業所へ、減額後のサービス利用料を支払う。

※なお、軽減事業は、この事業に協力するとして、東京都に軽減申出書を提出している負担軽減事業実施事業者によるサービスが対象となります。

対象者になるかどうか・・・、申請方法は・・・については裏面をご覧ください。

対象者になるかどうか・・・

負担額軽減の対象となるには、下記の①から⑥のすべてに該当する必要があります。

① 市民税非課税世帯に属する方

② 世帯の年間収入が下記の表の基準額以下

基準額	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
収入	150万円	200万円	250万円	300万円

③ 世帯の預貯金等の額（有価証券、債券等も含む）が下記の表の基準額以下

基準額	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
貯蓄	350万円	450万円	550万円	650万円

④ 介護保険料の滞納がないこと

⑤ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

⑥ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと

**すべて該当になる方は軽減の対象となる場合があります。
軽減をご希望の方は以下の書類によりご申請ください。**

申請方法は・・・

以下の書類を、介護保険課認定給付係の窓口にご提出ください。なお、郵送にてご申請の方は、後日申請内容のご確認をさせていただく場合がありますので必ず連絡先をご記入ください。

申請書類等

(①～③は同封されています)

① 利用者負担額軽減対象確認申請書

② 収入及び預貯金申告書

※生計を同一にするご家族全員の収入及び預貯金等を全てご記入ください。

③ 資産及び扶養の有無に関する申告書

④ 世帯全員の収入及び預貯金を証明する書類の写し

・源泉徴収票・年金振込通知書等

・預貯金通帳の写し（過去半年程度の収支が確認できるもの）